

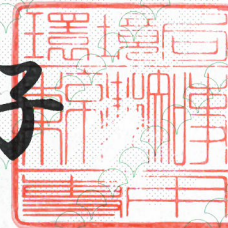
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区竹の塚二丁目32番17号

氏名 有限会社丸保商店  
代表取締役 伊藤 憲幸廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 6月 23日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 22日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
紙くず、木くず、繊維くず、がれき類  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上7種類)

切断圧縮 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上6種類)

切断 : 廃プラスチック類、木くず、金属くず

(以上3種類)

## 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおりに）

(1) 足立区竹の塚二丁目32番17号

(2) 足立区神明南一丁目14番23号

## 3 許可の条件

(1) 2 (1) の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

2 (2) の作業時間は、原則として8時から19時（施設稼働は9時から12時及び13時  
から18時）までとすること。(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 作業中はシャッターを閉めて行うこと。

(4) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成12年 6月23日 新規許可

令和 2年 6月23日 更新許可 第4回

令和 2年 8月18日 変更許可 施設(2)における破砕機の新設

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



2 事業の用に供する施設

(1) 足立区竹ノ塚二丁目32番17号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
切 断 圧 縮	廃プラスチック類	4.1(t/日)	5.8(t/日)	平成12年4月22日	-----	-----
	金属くず	8.5(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.3(t/日)				
	紙くず	6.3(t/日)	5.1(t/日)			
	木くず	3.1(t/日)				
	繊維くず	5.8(t/日)				
切 断	廃プラスチック類	1.0(t/日)	-----	平成9年12月1日	-----	-----
	木くず	0.3(t/日)				
	金属くず	18.4(t/日)				

(2) 足立区神明南一丁目14番23号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	3.3(t/日)	7.7(t/日)	平成24年11月15日	-----	-----
	紙くず	3.0(t/日)				
	木くず	4.8(t/日)				
	繊維くず	1.2(t/日)				
	金属くず	7.1(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	12.6(t/日)				
破 碎	がれき類	4.8(t/日)	-----	平成24年11月15日	-----	-----
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	-----	1.9t/日	令和2年4月21日	-----	-----
切 断	廃プラスチック類	1.0t/日	-----	平成24年11月15日	-----	-----
	木くず	0.3t/日				
	金属くず	18.4t/日				

(以下余白)